

## 平和の森公園多目的運動広場の暫定利用ルールの変更について

平成30年10月より供用を開始している平和の森公園多目的運動広場について、利用者の要望を踏まえ、以下のとおり暫定利用ルールを変更するので報告する。

### 1 現在の暫定利用ルールについて

#### (1) 暫定期間

平成30年10月から、全面開園までの当面の間

#### (2) 利用種目

少年野球、少年サッカー、フットサル、グラウンドゴルフ等  
その他、スポーツ以外に防災訓練などに利用

#### (3) 利用時間帯枠数

9時から17時まで（2時間1枠とし、1日4枠）

6月から8月は、17時から19時までの枠を追加

毎週水曜日及び土曜日の午後（13時から17時まで）並びに予約がない時間帯は、自由利用時間とする。

### 2 暫定利用ルールの変更点について

利用種目について、現在の種目に加え、軟式野球を追加する。

(1) 予約開始は、利用希望月の前月の1日からとする。

(2) 中学生以上が利用する際は、他の公園利用者の安全を確保するため、ウレタン等の高反発素材を複合したバットの使用を禁止する。

(3) 利用料金は、2時間1枠あたり6,500円とする。

（ただし、平成30年7月利用分から6年間は半額）

(4) 団体登録は、平成31年3月18日より開始し、同年4月1日より利用可能とする。

### 3 今後の見直しについて

さらに利用実態を踏まえ、見直しを適宜行う。

また、全面開園時までには新たな利用ルールを策定する。